

※①～④の項目は必ずご記入ください。

①展示予定点数：点

②作品の内容

例) 水彩画 8号サイズ 水彩絵の具を使用

③作品のねらい

(ホームページ・データ放送 掲載用コメント)

④活動のあらまし

(歴史・製作過程など)

その他参考事項
(どんなことでも結構です)

～必ずお読みください～

◆お申し込みの際にいただいた情報をもとに、貸出の可否を判断させていただきます。

◆この申込書は展示会が始まる**1か月前まで**にNHK釧路放送局へ送付またはご持参願います。

◆展覧会の開催周知は主催者で行ってください。NHK釧路放送局では開催に合わせてホームページの「ギャラリー展示」の欄に掲載する予定です。NHK釧路放送局ホームページ <http://www.nhk.or.jp/kushiro/>

◆なお、当該事業に係る者が暴力団関係者と判明した場合は、ギャラリーの貸し出しはいたしません。

◆**ギャラリーにおける事故、盗難、けが、また展示物・作品の破損、紛失、盗難その他のトラブルが発生しても、NHKでは一切の責任を負いかねますので、利用者の責任において監督を行ってください。**

◆**大型連休やお盆の時期、年末年始などギャラリーの貸し出しを休止している期間がございますのでご注意ください。**

詳しくはNHK釧路放送局までお電話でお尋ねください。(※平日の午前10時から午後5時)

(別紙)「NHK施設・設備の利用にあたっての注意事項」の内容について同意のうえ申請します。

※別紙をご一読のうえ、上記口にチェック(レ)を書き入れてください。

提出先: NHK釧路放送局ギャラリー係 (釧路市幣舞町3-8)【平日 午前10:00～午後5:00】

TEL(0154)41-9191 FAX(0154)41-8409

(2024.04.26書式更新)

(別紙)

2024年4月26日

NHK施設・設備の利用にあたっての注意事項

□はじめに

NHKは、放送法20条3項1号に基づき、NHKの本来業務に支障のない範囲内において、NHKの保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することができる場合があります。

みなさまからの申請に基づく許可については、その利用が公共放送としてのNHKの使命に照らし、適正であり、かつ品位が保たれているか、また、NHKの取引先として、信用のおける団体でNHKの性格を誤解される恐れのない団体であるかなどを総合的に判断して行います。

つきましては、以下の内容について御確認のうえ、同意された場合には、NHKが定める「放送局施設・設備利用申請書」に記名・押印のうえ利用の申請をしてください。

(記)

- 1 利用目的以外には使用しないこと。
- 2 利用にあたっては、NHKの指示事項を遵守し、施設・設備等に変更を加えないこと。
- 3 利用終了時に設備等を原状に復すること。
- 4 利用者の不注意によって設備等を破損した場合、その修復費用の全額を負担するとともにNHKに与えた損害の全てを賠償すること。
- 5 利用によって第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任においてその解決にあたること。
- 6 緊急事態その他やむを得ない事由のために、NHKから設備等の利用中止依頼があった場合は、NHKの指示に従うこと。
- 7 NHKの責めに帰すことができない事由により利用できないとき、NHKは利用者が被った損害への責めには応じないことを承諾すること。
- 8 利用者の過失により利用者または第三者が被った事故・怪我について、NHKはその責めには、応じないことを承諾すること。

- 9 次の各号の一つに該当するとNHKが判断した場合は、NHKの施設・設備の利用をとりやめること。
- (1) 利用者(利用者の役員または従業員を含む。以下、本条において同じ)、出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます)、または、暴力団等に協力し、もしくは暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有するとき
- (2) 利用者、出演者または参加者が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える過剰な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行ったとき
- ※ 一旦、利用を許可した場合であっても、前項の各号に該当する事由が発生した場合は、何らの通知・催告なく、利用契約を解除することがあります。この場合、解除によって生じた一切の損害の賠償には応じません。

以上